



## 40年ぶりの改正！！相続法改正について

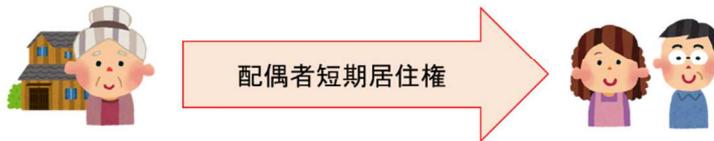
7月6日、相続に関する民法の改正法が成立しました（7月13日公布）。相続税法の改正は、昭和55年以来、実に40年ぶりで、これは高齢社会への対応を目的とした改正です。今回は、この改正のポイントを解説していきます。

### 改正ポイント 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策（配偶者短期居住権）

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、以下の期間、**居住建物を無償で使用する権利**（配偶者短期居住権）を取得する。

配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、**居住建物の帰属が確定する日までの間**（ただし、最低6か月間は保障）居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合は居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月

#### 【被相続人の建物に居住していた場合には被相続人の意思にかかわらず保護】



被相続人が居住建物を遺贈した場合や、反対の意思表示した場合であっても、配偶者の居住を保護することができます。他に、常に最低6か月間は配偶者の居住が保護されるというメリットもあります。

### 改正ポイント 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（配偶者居住権）

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、**終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めること**を内容とする法定の権利（配偶者居住権）を新設する。



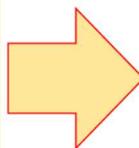
遺産分割における選択肢の一つとして 被相続人の遺言等によって、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

#### 【配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる】

例 相続人：妻と子 遺産：自宅(2,000万円)及び預貯金(3,000万円)だった場合  
妻と子の相続分 = 1 : 1 (妻：2,500万円 子：2,500万円)



私の遺産です。



配偶者居住権：1,000万円  
預貯金：1,500万円

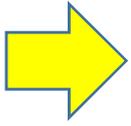
負担付所有権：1,000万円  
預貯金：1,500万円

住む場所も、生活費もあるんで、安心！



## 改正ポイント 長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための方策

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合には、原則として、計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。



このような場合における遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われることが多い。

遺贈や贈与の趣旨を尊重した遺産の分割が可能となる（法律婚の尊重、高齢の配偶者の生活保障に資する）。

## 改正ポイント 相続された預貯金債権の仮払い制度について

相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。

【計算式】

**単独で払戻しをすることができる額 = (相続開始時の預貯金債権の額) × (3分の1) × (当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分)**

## 改正ポイント 相続開始後の共同相続人による財産処分について

相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。

## 改正ポイント 自筆証書遺言に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和）

自筆証書に、パソコン等で作成した目録を添付したり、銀行通帳のコピーや不動産の登記事項証明書等を目録として添付したりして遺言を作成することができるようにする。

## 改正ポイント 法務局における遺言書の保管制度の創設

自筆証書遺言について、遺言書保管所として指定された（住所地、本籍地、所有不動産の所在地を管轄する）法務局に対して、当該遺言の保管申請を行うことができる。

遺言者の死亡後、その「関係相続人等」は遺言者保管官に対して、「遺言者情報証明書」の交付を請求することができる。

法務局に保管された自筆証書遺言については、検認手続を要しない。

## 改正ポイント 遺留分制度の見直し

遺留分減殺請求権から生ずる権利を**金銭債権化**する

金銭を直ちには準備できない受遺者又は受遺者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が、金銭債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるようにする。

## 改正ポイント 相続の効力等に関する見直しについて

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記なくして第三者に対抗することができることとされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないこととする。

## 改正ポイント 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策（特別の寄与）

**相続人以外の親族**が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して**金銭の支払を請求することができる**こととする。

ご不明な点、ご質問等ございましたら、いつでも担当者までお尋ねください

47 平成30年8月6日発行 【担当】山根 和彦



山根会計事務所のお盆休みは、  
**8月13日(月)～8月15日(水)**です。  
ご迷惑をおかけ致しますが、よろしくお願い致します。